

公立大学法人宮城大学授業料等減免費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「法」という。)
第10条第1号の規定に基づく公立大学法人宮城大学(以下「法人」という。)授業料等減
免費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、法、大学等における修学の支
援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)、大学等における修学の支援に関する法
律施行規則(令和元年文部科学省令第6号。以下「省令」という。)、補助金等交付規則(昭
和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定
めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、法第7条第1項の確認を受けた法人が法第8条第1項の規定に基
づく授業料等の減免(以下「授業料等減免」という。)を行うために要する費用の全額に
相当する金額を支弁し、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心
して生み育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の
進展への対処に寄与することを目的とする。

(交付の対象及び補助金の額)

第3条 知事は、前条の目的を達成するため、法人が、省令で定める基準及び方法により特
に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があると認定した者に授業料等
減免を行うために要する経費について、予算の範囲内で法人に交付するものとする。

(交付の申請)

第4条 法人が、補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに、別
紙様式1による交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、
補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合には、そ
の条件を別紙様式2に示した交付決定通知書により法人に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条の交付決定の通知を受けた法人は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれ
に付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該決定
の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない

い。

(交付の変更)

第7条 法人は、第5条の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別紙様式3による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が交付目的の達成をより効率的にする場合で、授業料等減免の目的を変えない範囲内において行う場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容の変更を承認するときは、別紙様式4による変更交付決定通知書により、法人に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付すことができるものとする。

(中止又は廃止)

第8条 法人は、授業料等減免を中止又は廃止しようとするときは、別紙様式5による中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遅延の届出)

第9条 法人は、授業料等減免が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は授業料等減免の遂行が困難となった場合においては、速やかに別紙様式6による遅延報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、法人に対し、授業料等減免の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告)

第11条 法人は、補助金の対象である授業料等減免の費用の支弁が完了したときは、その日(廃止の承認を受けた場合には、廃止の承認があった日)から一月を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月20日のいずれか早い日までに、別紙様式7による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第12条 知事は、前条の報告を受けた場合に、当該報告書の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙様式8による補助金の

額の確定通知書を法人に通知するものとする。

- 2 知事は、法人に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、法人に対し、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 %の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 13 条 補助金の支払は、原則として前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

- 2 法人は、前項により補助金の支払を受けようとするときは別紙様式 9 による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 14 条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第 5 条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 法人が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 法人が、補助金を授業料等減免以外の用途に使用した場合
- 三 法人が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、法人に対し、当該命令に係る補助金を法人が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を法人が納付する日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。ただし、第 1 項第 4 号に掲げる場合は除くものとする。
- 4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、本要綱第 12 条第 3 項の規定を準用する。

(帳簿関係書類等の整備)

第 15 条 法人は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当

該帳簿及び証拠書類を、交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金から適用する。

様式1（第4条関係）

文 書 番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

大学等の設置者名
職名・氏名

大学等における修学の支援に関する法律による
年度授業料等減免費補助金交付申請書

年度授業料等減免費補助金を下記のとおり交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

- 記
- 1 交付対象期間 年 月 ～ 年 月
- 2 交付申請額 _____円

様式2（第5条関係）

文書番号
大学等の設置者名

年度授業料等減免補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度授業料等減免補助金については、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号)第4条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

宮城県知事

記

- 1 補助金の額は次のとおりとする。ただし、交付決定の内容の変更により補助金に変更された場合においては、別に通知するところによるものとする。

交付対象経費 年 月 ～ 年 月

交付決定額 _____円

- 2 この決定に対し、不服がある場合における補助金等交付規則第7条第1項の規定による申請の取り下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領日から15日以内とする。
- 3 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）、補助金等交付規則及び授業料等減免費補助金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

様式3（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

大学等の設置者名
職名・氏名

大学等における修学の支援に関する法律による
年度授業料等減免費補助金変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けた授業料等減免費補助金について、下記のとおり変更して下さるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付対象期間 年 月 ～ 年 月
- 2 既交付決定額 _____円
- 3 変更承認申請額 _____円
- 4 差額 _____円

様式4（第7条第2項関係）

文書番号
大学等の設置者名

年度授業料等減免補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度授業料等減免補助金の
変更については、次のとおり変更して交付することに決定したので通知します。

年 月 日

宮城県知事

記

- 1 補助金の額は次のとおり変更するものとする。ただし、交付決定の内容の変更により補助金に変更された場合においては、別に通知するところによるものとする。

交付対象経費 年 月 ～ 年 月

交付決定額 _____円

変更交付決定額 _____円

差額 _____円

- 2 この決定に対し、不服がある場合における補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）第7条第1項の規定による申請の取り下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領日から15日以内とする。
- 3 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）、補助金等交付規則及び授業料等減免費補助金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

様式5（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

大学等の設置者名
職名・氏名

大学等における修学の支援に関する法律による 年度
授業料等減免費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けた大学等における修学の支援に関する法律による 年度授業料等減免費補助金について、授業料等減免費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記事由により中止（廃止）したいので、承認くださるよう申請します。

記

1 既交付決定額 _____円

2 中止（廃止）の事由

[]

様式6（第9条関係）

文 書 番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

大学等の設置者名
職名・氏名

大学等における修学の支援に関する法律による 年度
授業料等減免費補助金遅延報告書

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けた大学等における修学の支援に関する法律による 年度授業料等減免費補助金については、事業が予定の期間内に完了し難くなったので、授業料等減免補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 遅延の理由
- 2 授業料等減免の施行の経過
- 3 授業料等減免完了予定日

区分	授業料等減免完了予定日	備考
変更前		
変更後		

様式 7 (第 11 条関係)

文 書 番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

大学等の設置者名
職名・氏名

大学等における修学の支援に関する法律による 年度
授業料等減免費補助金に係る実績報告書

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けた大学等における修学の支援に関する法律による令和 年度授業料等減免費補助金の実績について、補助金等交付規則（昭和 51 年宮城県規則第 36 号）第 12 条第 1 項に基づき、以下のとおり関係資料を添えて報告します。

記

- 1 対象期間 年 月 ～ 年 月
- 2 交付決定額 _____円
- 3 実績額 _____円
- 4 不用額 _____円

様式 8 (第 12 条第 1 項関係)

文 書 番 号
年 月 日

大学等の設置者名
職名・氏名 殿

宮城県知事

年度授業料等減免補助金額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度授業料等減免補助金に
ついては、補助金等交付規則(昭和 51 年宮城県規則第 36 号)第 13 条及び授業料等減免費交
付要綱第 12 条第 1 項の規定により、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

確定額 円

様式9（第13条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

大学等の設置者名
職名・氏名

大学等における修学の支援に関する法律による 年度
授業料等減免費補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けた大学等における修学の支援に関する法律による 年度授業料等減免費補助金について、授業料等減免費補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり概算払いを請求します。

記

請求金額 金 円

(単位：円)

交付決定額 (A)	前回までの 概算払受領額 (B)	今回請求額(C)	残額(A-B-C)

(注) 負の金額には△印を附すこと。